

社会保険関係とは？

社会保険＝健康保険＋年金＋労働保険

健康保険			
	健康保険(政府管掌保険)	国民健康保険	歯科医師国保
特徴	収入に応じて保険料が決まる	前年の収入に応じて保険料が決まる	収入に関係なく保険料は一定
保険料月額			
月給20万の場合	16,400円	11,000円	10,000円
月給25万の場合	21,300円	14,000円	
月給30万の場合	24,600円	16,500円	
自己負担	3割		
高額療養費	有		
出産育児一時金	420,000円		

※国民健康保険は従業員がお住まいの市区町村によって異なります。歯科医師国保はご加入の組合によって異なります。
 ※社会保険と歯科医師国保は従業員と医院の負担の合計

年金		
	厚生年金	国民年金
特徴	収入に応じて保険料が決まる 支払額に応じ将来の支給額が増加	収入に関係なく保険料は一定
年金保険料月額		
月給20万の場合	31,400円	14,660円
月給25万の場合	40,800円	
月給30万の場合	47,100円	

※社会保険は従業員と医院の負担の合計

労災保険	
概要	全員強制加入事業所ごとに加入するので従業員個々の加入手続きは必要なし
補償内容	業務上、通勤上の災害による怪我、病気に対して給付
	療養給付・・・治療費の給付
	休業給付・・・休業補償
	その他・・・傷病給付、傷害給付、遺族給付など
留意点	交通事故等の加害者になった場合には個人の保険等で補償を行う必要あり 通勤の経路を逸脱、中断した場合は対象外
労災保険料月額(全額医院負担)	
料率	3/1000
月給20万円の場合	600円

雇用保険	
概要	原則として全員加入 正社員よりも短時間の勤務で雇用期間が6ヶ月未満の予定であれば除外
給付例	育児休業基本給付金・・・育児休業中に給付
	育児休業者職場復帰給付金・・・職場復帰し、6ヶ月間加入した後に給付
	求職者給付(失業給付)・・・離職後1年間給付。自己都合の場合、3ヶ月の給付制限あり。
雇用保険料月額	
料率	11.0/1000
月額20万円の場合	2,200円
月額25万円の場合	2,750円
月額30万円の場合	3,300円

※保険料は本人医院負担合計。医院:本人=7:4で負担する。